

韓国 輸入食品安全管理特別法 (仮訳)

2015年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品調査課

本仮訳は、2015年2月3日に韓国で制定された「輸入食品安全管理特別法」（2016年2月4日施行）をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=168089&efYd=20160204#AJAX>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

輸入食品安全管理特別法

[施行2016.2.4.] [法律第13201号、2015.2.3.制定]

食品医薬品安全処（規制改革法務担当官）043-719-1512

第1章 総則

第1条（目的） 本法は、輸入食品等の安全性を確保し、品質の向上を図るとともに、正しい情報を提供することにより健全な取引秩序および国民の健康増進に貢献することを目的とする。

第2条（定義） 本法において使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. "輸入食品等"とは、海外から国内に輸入される「食品衛生法」第2条による食品、食品添加物、器具、容器・包装（以下"食品等"という）、「健康機能食品に関する法律」第3条による健康機能食品（以下"健康機能食品"という）および「畜産物衛生管理法」第2条による畜産物（以下"畜産物"という）をいう。
2. "輸入食品等の流通履歴追跡管理"とは、輸入食品等の輸入から販売まで、段階別に情報を記録・管理して、その輸入食品等の安全性等に問題が発生した場合、その輸入食品等を追跡して原因を究明し、必要な措置を行うことができるように管理することをいう。
3. "海外製造業所"とは、輸入食品等（畜産物は除く）の生産・製造・加工・処理・包装・保管等を行う、海外に所在する施設（水産物を生産・加工する船舶を含む）をいう。
4. "海外作業場"とは、海外から国内に輸入される畜産物の屠殺・集乳・製造・加工・保管等を行う、海外に所在する作業場をいう。
5. "営業者"とは、第15条第1項により営業登録を行った者をいう。
6. "現地実態調査"とは、海外製造業所または海外作業場に立入りおよび検査することをいう。

第3条（責務） ① 国および地方自治体は、すべての国民が安全で良質な輸入食品等を提供されるように、輸入食品等の管理政策と基準を設け、営業者を指導・監督しなければならない。

② 営業者は、安全で良質な輸入食品等を輸入しなければならないとともに、取り扱う輸入食品等の危害の有無に対して常に確認し検査しなければならない。

第4条（他の法律との関係） ① 本法は、輸入食品等に関して、他の法律より優先して適用する。

② 輸入食品等と関連して、本法において規定していない事項に対しては、「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」、「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」等、関係法律に従う。

第2章 輸入前段階管理

- 第5条（海外製造業所の登録）** ① 輸入食品等を国内に輸入しようとする者または海外製造業所の設置・運営者（以下"輸入者等"という）は、該当海外製造業所の名称、所在地および生産品目等、総理令に定める事項を、第20条による輸入申告7日前までに食品医薬品安全処長に登録しなければならない。
- ② 第1項により登録した事項に変更がある場合には、食品医薬品安全処長に変更登録しなければならない。
- ③ 食品医薬品安全処長は、第1項および第2項により登録された事項のうち、追加確認が必要な場合には、輸入者等に必要な資料を要請することができる。
- ④ 食品医薬品安全処長は、海外製造業所が虚偽もしくはその他の不正な方法により、第1項による登録または第2項による変更登録を行ったものと認められる場合には、第1項による登録を取り消さなければならない。
- ⑤ 食品医薬品安全処長は、輸入者等が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第20条による輸入申告を拒否することができる。
1. 第1項または第2項による登録を行わないか、もしくは虚偽もしくは不正な方法により登録した場合
 2. 第3項による資料を提供しないか、もしくは虚偽もしくは不正な方法により提供した場合
- ⑥ 第1項による海外製造業所の登録の有効期間は、登録した日から2年とする。
- ⑦ 第1項および第2項による登録手続きおよび方法等は、総理令に定める。

- 第6条（海外製造業所の現地実態調査）** ① 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、輸出国政府または海外製造業所と事前に協議を経て、海外製造業所に対して現地実態調査を行うことができる。
1. 輸入食品等の危害防止のために現地実態調査が必要であると食品医薬品安全処長が認める場合
 2. 国内外において収集された輸入食品等の安全情報に対する事実確認が必要であると、食品医薬品安全処長が認める場合
- ② 食品医薬品安全処長は、第1項による現地実態調査を拒否するか、もしくは現地実態調査の結果、輸入食品等に危害発生の恐れがある場合には、該当海外製造業所の輸入食品等に対して、輸入中断措置を行うことができる。
- ③ 食品医薬品安全処長は、第2項により輸入が中断された輸入食品等に対して、輸出国政府、海外製造業所または輸入した営業者が原因を究明して、改善事項を提示するか、もしくはその輸入食品等に危害がないものと認められる場合には、第2項による輸入中断を解除することができる。この場合、改善事項に対する確認が必要なときには、現地実態調査を行うことができる。
- ④ 第2項による輸入中断措置および第3項による輸入中断解除措置に関する細部事項は、総理令に定

める。

- 第7条（優秀輸入業所の登録等）** ① 第20条により輸入申告を行おうとする者は、該当輸入食品等の安全性確保等のために、食品医薬品安全処長が定める基準により、海外製造業所に対して衛生管理状態を点検することができる。
- ② 第1項により衛生管理状態を点検した者は、食品医薬品安全処長に優秀輸入業所として登録することができる。
- ③ 第2項により優秀輸入業所として登録を行おうとする者は、総理令に定めるところにより食品医薬品安全処長に申請しなければならない。登録した事項のうち、総理令に定める重要な事項を変更しようとする場合も、また同様である。
- ④ 食品医薬品安全処長は、第3項による優秀輸入業所登録申請もしくは登録された優秀輸入業所に対して、食品医薬品安全処長が定めた基準に適合しているかどうかの可否を確認するために、海外製造業所に対して現地実態調査を行うことができる。
- ⑤ 第2項による優秀輸入業所登録の有効期間は、登録した日から3年とする。
- ⑥ 食品医薬品安全処長は、優秀輸入業所が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その登録を取り消すか、もしくは是正を命じることができる。ただし、優秀輸入業所が第1号に該当する場合には、登録を取り消さなければならない。
1. 虚偽もしくはその他の不正な方法により登録した場合
 2. 第29条により営業停止2ヶ月以上の行政処分を受けた場合
 3. その他、第1号および第2号に準ずる事項として総理令に定める事項を守らない場合
- ⑦ 第6項により登録が取り消された業所は、その取り消しがあつた日から3年間、優秀輸入業所登録を申請することはできない。
- ⑧ 優秀輸入業所の登録対象と登録および変更に関する手続きと方法等細部事項は、総理令に定める。

- 第8条（海外優秀製造業所の登録等）** ① 海外製造業所の設置・運営者は、食品医薬品安全処長が定めた海外優秀製造業所登録基準に適合した場合には、食品医薬品安全処長に海外優秀製造業所として登録することができる。
- ② 海外優秀製造業所として登録を行おうとする者は、総理令に定めるところにより食品医薬品安全処長に申請しなければならない。登録した事項のうち、総理令に定める重要な事項を変更しようとする場合も、また同様である。
- ③ 食品医薬品安全処長は、第2項による海外優秀製造業所登録申請もしくは登録された海外製造業所に対して、食品医薬品安全処長が定めた基準に適合しているかどうかの可否を確認するために、現地実態調査を行うことができる。
- ④ 第1項による海外優秀製造業所登録の有効期間は、登録した日から3年とする。

⑤ 食品医薬品安全処長は、海外優秀製造業所として登録された者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、登録を取り消すか、もしくは是正命令等、必要な措置を行うことができる。ただし、海外優秀製造業所が第1号に該当する場合には、登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽もしくはその他の不正な方法により登録した場合

2. その他、第1号に準ずる事項であって、総理令に定める事項を守らない場合

⑥ 第5項により登録が取り消された業所は、その取り消しがあった日から3年間、海外優秀製造業所登録を申請することはできない。

⑦ 海外優秀製造業所の登録基準と登録および変更に関する手続きと方法等細部事項は、総理令に定める。

第9条（現地実態調査等の委託） ① 食品医薬品安全処長は、第6条から第8条までの規定による現地実態調査および第18条第2項による衛生評価等を効率的に実施するために必要であると判断される場合には、第10条により指定された海外食品衛生評価機関に委託することができる。

② 海外食品衛生評価機関は、第1項による業務の委託を受けて現地実態調査等を行った場合には、その結果を食品医薬品安全処長に報告し、関連書類を提出しなければならない。

③ 現地実態調査等の報告時期および方法、提出書類等細部事項は、総理令に定める。

第10条（海外食品衛生評価機関の指定等） ① 食品医薬品安全処長は、第9条による現地実態調査等の業務を効率的に実施するために、専門的に評価を実施することができる機関を指定することができる。

② 第1項により指定を受けた機関（以下"海外食品衛生評価機関"という）の指定に関する有効期間は、指定を受けた日から3年とする。

③ 第2項による有効期間は、総理令に定めるところにより1年を超過しない範囲において1回に限って延長することができる。

④ 第2項および第3項により有効期間が満了する海外食品衛生評価機関であって、第8項の要件を備えた場合には、第1項により再び指定することができる。

⑤ 食品医薬品安全処長は、海外食品衛生評価機関の評価適正性と信頼性等を確保するために必要であると認められる場合には、評価を行う者またはその他の関係人に必要な報告をさせるか、もしくは関係公務員に海外食品衛生評価機関の事務所またはその他、これと類似の場所に立入りして、従事者と関連書類を検査させるか、もしくは必要に応じて関連帳簿もしくは書類等を閲覧させることができる。

⑥ 食品医薬品安全処長は、海外食品衛生評価機関が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、総理令に定めるところにより指定を取り消すか、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて業務停止を命じ

るか、もしくは是正命令等、必要な措置を行うことができる。ただし、海外食品衛生評価機関が第1号から第3号までの規定のうちいずれか一つに該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽もしくはその他の不正な方法により指定を受けた場合
 2. 故意または重大な過失により虚偽の評価関連書類を作成した場合
 3. 業務停止処分に違反した場合
 4. 食品医薬品安全処長が定める海外食品衛生評価機関の業務に関する規定に違反した場合
 5. 第5項による立入り・検査と関連書類等の閲覧および報告等を拒否・妨害するか、もしくは忌避した場合
- ⑦ 第6項により指定が取り消された海外食品衛生評価機関は、取り消された日から2年間、第1項による指定を受けることはできない。
- ⑧ 海外食品衛生評価機関の指定要件および手続き等細部的な事項は、総理令に定める。

第11条（畜産物の輸入衛生評価等） ① 食品医薬品安全処長は、輸出国政府が畜産物輸入許容要請を行うか、もしくは国際食品規格委員会等の国際基準変更等により輸出国の衛生管理に対する再評価が必要であると認められる等、総理令に定める場合には、「畜産物衛生管理法」第2条第2号の畜産物別に輸出国の畜産物衛生管理実態等に対して評価（以下“輸入衛生評価”という）を実施することができる。ただし、「家畜伝染病予防法」第31条による指定検疫物に該当する畜産物は、同法第32条第5項により農林畜産食品部長官が家畜疾病の危険がないため輸入が可能であると決定する場合には、該当畜産物に対する輸入衛生評価を実施しなければならない。

- ② 食品医薬品安全処長は、第1項により実施した輸入衛生評価の結果により、輸入衛生要件を輸出国または畜産物別に定めて告示することができる。
- ③ 畜産物を輸入しようとする者は、食品医薬品安全処長が輸入衛生要件を定めて告示した国または地域から畜産物を輸入しなければならない。ただし、「家畜伝染病予防法」第31条による指定検疫物に該当する畜産物の場合には、農林畜産食品部長官が輸入を許容した国または地域に限定する。
- ④ 食品医薬品安全処長は、第2項により告示された畜産物の輸入衛生要件の履行の有無等を調査・確認するために、海外作業場に対し現地実態調査を実施することができる。
- ⑤ 畜産物輸入を申告する者は、輸出国政府が食品医薬品安全処長と協議した書式等により発給した輸出衛生証明書を添付しなければならない。
- ⑥ 第1項から第5項までに必要な手続きおよび方法等は、総理令に定める。

第12条（海外作業場の登録等） ① 海外作業場の設置・運営者は、第20条による畜産物に対する輸入申告前に、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に登録を申請しなければならない。登録した事項

を変更しようとする場合も、また同様である。

② 食品医薬品安全処長は、第1項による登録に対する調査・確認のために、登録された海外作業場に対する現地実態調査を行うことができる。

③ 第1項による登録に関する手続きおよび方法等は、総理令に定める。

第13条（海外作業場の登録取り消し等） ① 食品医薬品安全処長は、第12条により登録された海外作業場が次の各号のいずれか一つに該当する場合、輸出国政府に是正を要請するか、もしくは畜産物輸入中断または海外作業場登録取り消し等、必要な措置を行うことができる。ただし、海外作業場が第1号に該当する場合には、登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽もしくはその他の不正な方法により登録した場合
2. 第12条第1項後段による変更登録を行わないか、もしくは虚偽により変更登録した場合
3. 第12条第2項による現地実態調査を拒否するか、もしくは現地実態調査の結果、不適合と判断される場合
4. 食品医薬品安全処長が定めて告示した禁止薬品等の残留物質基準に違反する等、輸入衛生要件について深刻な違反をした場合
5. 海外作業場において生産された畜産物が危害のあるものと明らかになるか、もしくは危害の恐れがあると、食品医薬品安全処長が認める場合
6. その他、「畜産物衛生管理法」第3条の2による畜産物衛生審議委員会の審議の結果、措置が必要であると認められる場合

② 食品医薬品安全処長は、第1項により輸入が中断されるか、もしくは登録が取り消された海外作業場に対して、輸出国政府または海外作業場の設置・運営者がその原因を調査して是正および予防措置を施行し、その結果を輸出国政府が提出した場合、これを検討して妥当であると認められれば、輸入中断措置を解除するか、もしくは再登録をさせることができる。この場合、必要であると判断されれば、海外作業場に対して現地実態調査を行うことができる。

③ 第1項による畜産物輸入中断または海外作業場登録の取り消しおよび第2項による輸入中断の解除または海外作業場再登録等に関する細部的な手続きおよび方法等は、総理令に定める。

第3章 輸入営業管理

第14条（営業の種類と施設基準） ① 次の各号の営業を行おうとする者は、総理令に定める施設基準に合う施設を備えなければならない。

1. 輸入食品等の輸入・販売業（輸入食品等を輸入して販売する営業をいう）
2. 輸入食品等の申告代行業
3. 輸入食品等のインターネット購買代行業

4. 輸入食品等の保管業

② 第1項各号による営業の範囲は、大統領令に定める。

第15条（営業の登録等） ① 第14条第1項各号による営業を行おうとする者は、食品医薬品安全処長に営業登録をしなければならない。登録した事項のうち、大統領令に定める重要な事項を変更する時も、また同様である。

② 食品医薬品安全処長は、第1項による営業登録をするときには、必要な条件を付けることができる。

③ 第1項による営業登録をした者が廃業するか、もしくは登録した事項のうち、同項後段の重要な事項を除いた事項を変更するときには、食品医薬品安全処長に申告しなければならない。

④ 食品医薬品安全処長は、営業者が「付加価値税法」第8条第6項により管轄税務署長に廃業申告をするか、もしくは管轄税務署長が事業者登録を抹消した場合には、登録事項を職権により抹消することができるとともに、必要な場合には、管轄税務署長に営業者が廃業しているかどうかに対する情報提供を要請することができる。この場合、管轄税務署長は、「電子政府法」第39条により営業者が廃業しているかどうかに対する情報を提供する。

⑤ 第29条第1項による営業停止処分を受けた営業者は、その営業停止期間中には第3項による廃業申告を行うことはできない。

⑥ 第1項にもかかわらず「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」により許可を受けるか、もしくは登録または申告を行った営業者のうち、大統領令に定める営業者が自社製品の製造用原料として輸入食品等を輸入する場合には、第1項により登録したものと見なす。

⑦ 次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第1項による営業登録を行ってはならない。

1. 該当営業施設が第14条第1項による施設基準に合わない場合

2. 第29条第1項により営業登録が取り消され6ヶ月が経過する前に同じ場所において、同種の営業を行おうとする場合。ただし、営業施設全部を撤去して営業登録が取り消された場合は、その限りでない。

3. 「食品衛生法」第4条から第6条までおよび第8条、「健康機能食品に関する法律」第23条、「畜産物衛生管理法」第33条第1項に違反して営業登録が取り消され5年が経過する前に同じ者（法人である場合には代表者を含む）が取り消された営業と同種の営業を行おうとする場合

4. 第29条第1項により営業登録が取り消され2年が経過する前に同者（法人である場合には代表者を含む）が取り消された営業と同種の営業を行おうとする場合。ただし、第3号の場合は除く。

5. 営業登録をしようとする者が被成年後見人であるか、もしくは破産宣告を受け復権していない場合

⑧ 第1項による営業の登録および変更登録の手続きと方法等に関する細部的な事項は、総理令に定める。

- 第16条（営業の継承）** ① 営業者が営業を譲渡するか、もしくは死亡した場合、または法人が合併した場合には、その譲受人・相続人または合併後に存続する法人もしくは合併により設立される法人は、その営業者の地位を継承する。
- ② 次の各号のいずれか一つに該当する手続きにより営業施設の全部を買収した者は、その営業者の地位を継承する。この場合、従来 of 営業者が行った営業登録は、その効力を失う。
1. 「民事執行法」による競売
 2. 「債務者再生および破産に関する法律」による換価
 3. 「国税徴収法」、「関税法」、「地方税基本法」による差し押さえ財産の売却
 4. その他、第1号から第3号までの手続きに準ずる手続き
- ③ 第1項または第2項により営業者の地位を継承した者は、総理令に定めるところにより、継承した日から1ヶ月以内にその事実を食品医薬品安全処長に申告しなければならない。
- ④ 第1項および第2項による継承に関しては第15条第7項を準用する。ただし、相続人が第15条第7項第5号に該当する場合、相続を受けた日から3ヶ月間は、その限りでない。
- ⑤ 食品医薬品安全処長は、「保健犯罪取り締まりに関する特別措置法」第2条または第10条により刑の宣告を受け、その刑の執行が完了した後5年が経過しない者に対しては、第1項および第2項による継承を制限することができる。

- 第17条（衛生教育）** ① 第14条第1項各号による営業を行おうとする者は、総理令に定めるところにより、あらかじめ輸入食品等の衛生管理等に関する教育を受けなければならない。ただし、やむをえない理由によりあらかじめ教育を受けることができない場合には、営業を開始した後に食品医薬品安全処長が定めるところにより教育を受けることができる。
- ② 営業者は、毎年一定時間、輸入食品等の衛生管理等に関する教育を受けなければならない。ただし、総理令に定めるやむをえない理由がある場合には、従業員のうちから管理責任者を指定して営業者の代わりに教育を受けさせることができる。
- ③ 第1項および第2項による教育機関、教育内容、教育時間、教育費用等、教育に必要な事項は、総理令に定める。

- 第18条（営業者遵守事項）** ① 営業者は、輸入食品等の安全性確保と健全な取引秩序および国民の健康増進のために、総理令に定める事項を守らなければならない。
- ② 注文者商標表示方式により輸出国に製造・加工を委託した輸入食品等（以下"注文者商標表示輸入食品等"という）を輸入・販売する営業者は、次の各号の事項を守らなければならない。
1. 注文者商標表示輸入食品等を製造・加工する業者に対して、食品医薬品安全処長が定める衛生点

検に関する基準により、海外食品衛生評価機関に現地衛生評価等を実施させなければならない。

2. 注文者商標表示輸入食品等に対して「食品衛生法」第31条による検査を実施し、その記録を2年間保管しなければならない。

第19条（営業者の区分管理） ① 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全と品質管理のために、営業者に対して輸入食品等の検査結果、違反履歴、国内外食品安全情報等により、営業者を区分して等級差管理することができる。

- ② 第1項による営業者の区分管理に関する細部的な事項は、総理令に定める。

第4章 通関段階管理

第20条（輸入申告等） ① 営業者が販売を目的とするか、もしくは営業上使用する目的により輸入食品等を輸入（輸入申告代行を含む）しようとする場合には、該当輸入食品等を、総理令に定めるところにより、食品医薬品安全処長に輸入申告をしなければならない。

- ② 第1項により輸入申告を行おうとする者または輸入申告を行った者は、輸入食品等の安全と品質に対して責任を負うとともに、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

1. 虚偽もしくはその他の不正な方法により輸入申告する行為
2. 第1項による申告内容と異なる用途に輸入食品等を使用するか、もしくは販売する行為。ただし、「食品衛生法」第37条による食品製造・加工業または食品添加物製造業登録を行うか、もしくは容器・包装類製造業申告を行った者または「畜産物衛生管理法」第22条による畜産物加工業および食肉包装処理業営業許可を受けた者が輸入食品等を自社製品の製造用原料として輸入申告した後、総理令に定めるところにより用途変更承認を受けた場合は除く。
3. 第21条第1項による検査の結果、不適合処分を受けて輸出国に返送されるか、もしくは他の国に搬出された輸入食品等を再輸入する行為
4. 第21条第1項後段による輸入申告条件に違反する行為
5. 「食品衛生法」第7条、「健康機能食品に関する法律」第14条および「畜産物衛生管理法」第4条による基準および規格に違反する輸入食品等を輸入申告する行為

- ③ 食品医薬品安全処長は、第1項により輸入申告を受けるとき、必要な条件を付けることができる。

- ④ 注文者商標表示輸入食品等を第1項により輸入申告する場合には、食品医薬品安全処長が定めて告示する基準により設定した流通期限の設定理由書を、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。報告した事項のうち総理令に定める重要な事項を変更する場合も、また同様である。

第21条（輸入検査等） ① 食品医薬品安全処長は、第20条により輸入申告された輸入食品等に対して

通関手続きが終了する以前に、関係公務員または「畜産物衛生管理法」第13条の検査官（以下"関係公務員等"という）もしくは検査機関に必要な検査を行わせなければならない。この場合、検査結果の確認前もしくは違反事項に対する補完前に使用または販売を禁止する等の条件を付けて申告を受理することができる。

- ② 食品医薬品安全処長は、第1項による検査を行うときには、輸入食品等の検査履歴、国内外食品安全情報等により輸入食品等を区分して、等級差をつけた検査を行うことができる。
- ③ 食品医薬品安全処長は、申告された輸入食品等が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第1項にかかわらず、輸入食品等の検査全部または一部を省略することができる。
 - 1. 第7条により優秀輸入業所として登録された者が輸入する輸入食品等
 - 2. 第8条により海外優秀製造業所として登録された者が輸出する輸入食品等
 - 3. 営業者が申告した該当輸入食品等に対して「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」に定める検査機関において検査を受けて、その検査成績書または検査証明書等を提出する場合
 - 4. その他、精密検査の結果、不適合履歴がない等、食品医薬品安全処長が安全性に問題がないと認める輸入食品等
- ④ 食品医薬品安全処長は、安全で品質が優秀な輸入食品等を輸入することができる環境を造成するために、輸入食品等の検査結果と優秀輸入者を公開することができる。
- ⑤ 第1項による検査の種類・対象・方法および手続き、検査項目、条件等と、第2項による輸入食品等の区分検査および第4項による検査結果と優秀輸入者公開等に必要な事項は、総理令に定める。

第22条（検査命令） ① 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、営業者に「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」に定める検査機関において検査を受けることを命じることができる。ただし、検査により危害成分を確認することができないと食品医薬品安全処長が認める場合には、関係資料提出等により代えることができる。

- 1. 国内外において食品医薬品安全処長が定める有害物質が検出された輸入食品等
 - 2. 第21条による輸入検査または第25条による立入り・検査・回収の結果、不適合が繰り返し発生する輸入食品等
 - 3. その他、国内外において危害発生の恐れが提起された輸入食品等
- ② 第1項による検査命令対象輸入食品等の範囲、提出資料等、細部事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

第5章 流通段階管理

第23条（輸入食品等の流通履歴追跡管理） ① 食品医薬品安全処長は、輸入食品等（「家畜および畜産物履歴管理に関する法律」による輸入牛肉は除く。以下、本条において同様）に問題が発生する場

合、その輸入食品等を追跡して原因を究明し、必要な措置を行うことができるように管理するために必要であると判断される場合には、流通履歴追跡管理対象輸入食品等を定めて、営業者に流通履歴追跡管理登録をさせるようにすることができる。ただし、乳幼児食を輸入する営業者と一定売上額に該当する健康機能食品を輸入する営業者等、総理令に定める営業者は、食品医薬品安全処長に登録しなければならない。

② 第1項による流通履歴追跡管理対象輸入食品等と登録手続き、登録事項、登録取り消し等の基準および調査・評価、その他、必要な事項は、総理令に定める。

第24条（流通管理計画の樹立・施行） ① 食品医薬品安全処長は、流通中の輸入食品等を対象として輸入食品等の安全と品質を確認するために、毎年、流通管理計画を樹立・施行しなければならない。
② 第1項による流通管理計画の樹立および施行に必要な事項は、総理令に定める。

第25条（立入り・検査・回収等） ① 食品医薬品安全処長（大統領令に定めるその所属機関の長を含む。以下本条において同様）は、輸入食品等の危害防止・衛生管理と営業秩序の維持のために必要であれば、次の各号による措置を行うことができる。

1. 営業者もしくはその他の関係人に必要な書類もしくは資料の提出を要求
2. 関係公務員等に次の各目に該当する立入り・検査・回収等を行わせる措置
 - ア. 営業所（事務所、倉庫、貯蔵所、販売所、その他、これと類似の場所を含む）に立入りして、販売を目的とするか、もしくは営業に使用する輸入食品等または営業施設等に対して行う検査
 - イ. アによる検査に必要な最少量の輸入食品等の無償回収
 - ウ. 営業に関係する帳簿または書類の閲覧
- ② 食品医薬品安全処長は、第1項による立入り・検査・回収等の業務を遂行するとともに、輸入食品等に起因して発生する衛生関連危害防止業務を効率的に行うために必要な場合には、関係行政機関の長、市・道知事または、市長・郡首・区庁長に行政応援を要請することができる。この場合、行政応援の要請を受けた関係行政機関の長、市・道知事または、市長・郡首・区庁長は、特別な理由がなければこれに応じなければならない。
- ③ 第1項および第2項により立入り・検査・回収または閲覧しようとする公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。
- ④ 第2項による行政応援の手続き、費用負担の方法、その他、必要な事項は、大統領令に定める。

第26条（教育命令） ① 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれか一つに該当する営業者に輸入食品等の安全性および品質管理等に対する教育を命じることができる。

1. 第21条による検査の結果、不適合輸入食品等を輸入した営業者

2. 第25条による立入り・検査・回収等を実施した結果、第29条による営業停止処分を受けた営業者
 3. その他、人体に危害を及ぼす恐れがあると食品医薬品安全処長が指定した輸入食品等を輸入する営業者
- ② 第1項により教育を受けなければならない営業者が営業に直接従事しないか、もしくは二以上の場所において営業をする場合には、従業員のうちから輸入食品衛生に関する責任者を指定して、代わりに教育を受けさせることができる。
- ③ 第1項による教育命令の細部手続き、教育機関、教育方法および内容等に必要な事項は、総理令に定める。

第6章 是正命令と登録取り消し等行政制裁

第27条（是正命令） 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全管理のために、本法を守らない営業者に必要な是正を命じなければならない。

第28条（施設改善命令等） ① 食品医薬品安全処長は、営業施設が第14条による施設基準に合わない場合には、期間を定めてその営業者に施設改善を命じることができる。

② 建築物の所有者と営業者が異なる場合、建築物の所有者は、第1項による施設改善命令を受けた営業者が施設を改善するにあたって最大限協力しなければならない。

第29条（登録取り消し等） ① 食品医薬品安全処長は、営業者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、大統領令に定めるところにより、営業の登録を取り消すか、もしくは6ヶ月以内の期間を定めてその営業の停止を命じることができる。

1. 第14条に違反した場合
2. 第15条第1項後段、同条第3項に違反した場合
3. 第15条第7項第5号に該当する場合
4. 第18条第1項に違反した場合
5. 第20条第1項・第2項または第4項に違反した場合
6. 第23条第1項但書きによる流通履歴追跡管理登録を行わない場合
7. 第27条または第28条による命令に違反した場合
8. 「食品衛生法」第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条、第9条第4項、第10条第2項、第11条第2項、第12条の2第2項、第13条第1項、第17条第4項に違反した場合
9. 「健康機能食品に関する法律」第18条第1項、第23条、第24条第1項・第2項、第25条、第26条に違反した場合

10. 「畜産物衛生管理法」第4条第5項・第6項、第5条第2項、第6条第2項・第3項、第32条第1項、第33条第1項に違反した場合

- ② 食品医薬品安全処長は、営業者が正当な理由なく6ヶ月以上引き続き休業する場合には、営業の登録を取り消すことができる。
- ③ 食品医薬品安全処長は、営業者が第1項による営業停止命令に違反して営業を継続する場合、営業の登録を取り消すことができる。
- ④ 第1項による行政処分の細部的な基準は、その違反行為の種類と違反程度を考慮して、総理令に定める。

第30条（行政処分効果の継承） 営業者がその営業を譲渡するか、もしくは死亡した場合、または法人が合併される場合には、第29条第1項各号、同条第3項に違反した理由により従来営業者に対して行った行政処分の効果は、その処分期間が満了した日から1年間、譲受人、相続人または合併後存続する法人に継承されるとともに、行政処分手続きが進行中であるときには、譲受人、相続人または合併後存続する法人に対して行政処分の手続きを継続することができる。ただし、譲受人もしくは合併後存続する法人が譲り受けるか、もしくは合併するときに、その処分または違反事実を知ることができなかったことを証明するときには、その限りでない。

第31条（閉鎖措置等） ① 食品医薬品安全処長は、第15条による登録をせずに営業を行う場合、または第29条により登録が取り消されたのにもかかわらず継続して営業を行う場合には、該当営業所を閉鎖するために、関係公務員に次の各号の措置をさせることができる。

- 1. 該当営業所の看板等、営業表示物の除去もしくは削除
 - 2. 該当営業所が適法な営業所でないことを知らせる掲示文等の付着掲示
 - 3. 該当営業所の施設物と営業に使用する機械・器具等を使用することができなくする封印
- ② 食品医薬品安全処長は、第1項第3号により封印した後、封印を継続する必要があるか、もしくは該当営業を行う者またはその代理人が該当営業所閉鎖を約束するか、もしくはその他の正当な理由を挙げて封印の解除を要請する場合には、封印を解除することができる。第1項第2号による掲示文等の場合も、また同様である。
- ③ 食品医薬品安全処長は、第1項による措置を行おうとする場合、該当営業を行う者またはその代理人に文書によりあらかじめ知らせなければならない。ただし、大統領令に定める切迫した理由がある場合は、その限りでない。
- ④ 第1項による措置は、その営業をすることができなくするのに必要な最小限の範囲にとどめなければならない。
- ⑤ 第1項の場合、関係公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に提示しなければ

ばならない。

第32条（聴聞） 食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれか一つに該当する処分を行う場合には、聴聞を行わなければならない。

1. 第10条第6項による海外食品衛生評価機関の指定取り消し
2. 第29条第1項から第3項までの規定による営業登録の取り消し

第33条（営業停止等の処分に代えて賦課する課徴金処分） ① 食品医薬品安全処長は、営業者が第29条第1項各号のいずれか一つに該当する場合には、大統領令に定めるところにより、営業停止処分に代えて2億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。ただし、第15条、第18条と「食品衛生法」第4条から第7条まで、第10条、第12条の2、第13条、「健康機能食品に関する法律」第18条第1項、第23条から第26条までおよび「畜産物衛生管理法」第4条第5項・第6項、第6条第2項・第3項、第32条第1項、第33条第1項に違反して、第29条第1項に該当する事項であって、総理令に定める場合は除く。

② 第1項による課徴金を賦課する違反行為の種類・程度等による課徴金の金額とその他、必要な事項は、大統領令に定める。

③ 食品医薬品安全処長は、課徴金を徴収するために必要な場合には、次の各号の事項を記した文書により管轄税務署長に課税情報の提供を要請することができる。

1. 納税者の人的事項
2. 使用目的
3. 課徴金賦課基準となる売上金額

④ 食品医薬品安全処長は、第1項による課徴金を期限内に納付しないときには、大統領令に定めるところにより、第1項による課徴金賦課処分を取り消し、第29条第1項による営業停止処分を行うか、もしくは国税滞納処分の例に従い、これを徴収する。ただし、第15条第3項による廃業等により第29条第1項による営業停止処分を行うことができない場合には、国税滞納処分の例に従い、これを徴収する。

⑤ 第1項および第4項により徴収した課徴金は、国に帰属する。

第34条（危害輸入食品等の販売等による課徴金賦課等） ① 食品医薬品安全処長は、危害輸入食品等の販売等禁止に関する「食品衛生法」第4条から第6条まで、第8条または第13条と「健康機能食品に関する法律」第18条、第23条または第24条および「畜産物衛生管理法」第32条または第33条第1項に違反した場合、次の各号のいずれか一つに該当する者に、その者が販売した該当輸入食品等の小売価格に相当する金額を課徴金として賦課する。

1. 「食品衛生法」第4条第2号・第3号・第5号・第6号または第13条第1項第1号、「健康機能食品に関する法律」第18条第1項第1号、第23条第2号・第3号・第6号または第24条第2項第3号、「畜産物衛生管理法」第32条第1項第1号または第33条第1項第2号・第3号・第5号・第9号に違反して、第29条により営業停止2ヶ月以上の処分、営業登録の取り消しを受けた者
 2. 「食品衛生法」第5条、第6条または第8条に違反して、第29条により営業登録の取り消しを受けた者
- ② 第1項による課徴金の算出金額は、大統領令に定めるところにより決定する。
 - ③ 第1項により賦課された課徴金を期限内に納付しない場合、または第15条第3項により廃業した場合には、国税滞納処分の例に従い、これを徴収する。
 - ④ 第1項により賦課した課徴金の帰属、帰属比率および徴収手続き等に対しては、第33条第3項および第5項を準用する。

第35条（違反事実公表） 食品医薬品安全処長は、第29条、第31条、第33条または第34条により行政処分を受けた者に対する処分内容、該当営業所と輸入食品等の名称等、処分に関する情報を大統領令に定めるところにより公表しなければならない。

第7章 補則

第36条（国庫補助） 食品医薬品安全処長は、予算の範囲において次の費用の一部を補助することができる。

1. 第5条による海外製造業所登録に必要な費用
2. 第10条により指定された海外食品衛生評価機関の現地実態調査に必要な費用
3. 第23条による輸入食品等の流通履歴追跡管理にかかる費用
4. 第25条により流通輸入食品等の回収・検査に参加する検査機関の回収と検査にかかる費用
5. 第39条による輸入食品等の安全情報収集に必要な費用
6. その他、輸入食品等の安全確保に必要とされる費用

第37条（国際協力） 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全と品質管理等のために輸出国と協約を締結する等、国際協力を努力しなければならない。

第38条（輸出食品等の安全性支援） ① 食品医薬品安全処長は、輸出しようとする食品、食品添加物、器具、容器・包装、健康機能食品、畜産物（以下、本条において"輸出食品等"という）に対する安全性支援のために、外国の基準・規格に対する情報等を提供することができる。

- ② 食品医薬品安全処長は、輸出しようとする者が該当輸出食品等の衛生等を証明するために衛生証明書等を申請する場合、その事実関係を確認し、衛生証明書等を発給しなければならない。
- ③ 第2項による衛生証明書等の申請および発給手続き等に必要な事項は、総理令に定める。

第39条（輸入食品等の安全情報収集） ① 食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全情報収集のために輸入食品等モニター要員を置くことができる。

- ② 第1項による輸入食品等モニター要員は、次の各号の業務を遂行する。
 1. 海外において発生した食品安全情報の収集および報告
 2. 海外インターネットサイトにおいて販売する輸入食品等に対するモニタリング
 3. その他、具体的な情報確認のために食品医薬品安全処長が要請する事項
- ③ 第1項による輸入食品等モニター要員の任命および運営方法等、必要な事項は、総理令に定める。

第40条（権限の委任・委託） ① 本法による食品医薬品安全処長の権限は、大統領令に定めるところにより、その一部を地方食品医薬品安全庁長に委任することができる。

- ② 食品医薬品安全処長は、第5条による海外製造業所登録に関する業務と第23条による輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する業務等を、大統領令に定めるところにより、関係専門機関または団体に委託することができる。
- ③ 食品医薬品安全処長は、第2項による委託業務に対して監督上必要なときには、その業務に関する事項を報告させるか、もしくは資料の提出、その他、必要な命令をすることができ、所属公務員に、その事務所に立入りして帳簿・書類等を検査させることができる。
- ④ 第3項により立入り・検査しようとする公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。

第41条（手数料） 次の各号のいずれか一つに該当する者は、総理令に定める手数料を支払わなければならない。

1. 第7条第3項による優秀輸入業所登録および変更登録をしようとする者
2. 第8条第2項による海外優秀製造業所登録または変更登録をしようとする者
3. 第10条による海外食品衛生評価機関として指定を受けようとする者
4. 第15条第1項による営業登録および変更登録をしようとする者
5. 第21条第1項による検査を受ける者
6. 第23条第1項による流通履歴追跡管理登録をしようとする者

第8章 罰則

第42条（罰則） 次の各号のいずれか一つに該当する者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処するか、もしくはこれを併科することができる。

1. 第15条第1項に違反して営業登録をしない者
2. 第20条第1項に違反して輸入申告をしない者
3. 第20条第2項各号のいずれか一つに該当する違反行為をした者

第43条（罰則） 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処するか、もしくはこれを併科することができる。

1. 第7条第6項第1号から第3号までの規定のうちいずれか一つに違反した者
2. 第14条による施設基準を充足できない営業者
3. 第15条第2項による条件を充足できない営業者
4. 第16条第3項に違反した者
5. 第18条により営業者が守らなければならない事項を守らない者。ただし、総理令に定める軽微な事項に違反した者は除く。
6. 第21条第1項または第25条第1項による検査・立入り・回収等を拒否・妨害または忌避した者
7. 第23条第1項但書きに違反した者
8. 第29条第1項による営業停止命令に違反して営業を継続した者
9. 第31条第1項により関係公務員が取り付けた掲示文または封印等をむやみに除去するか、もしくは損傷させた者

第44条（罰則適用における公務員擬制） 次の各号のいずれか一つに該当する者は、「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則を適用するときには公務員と見なす。

1. 第9条による委託業務を遂行する海外食品衛生評価機関の役員および職員
2. 第40条第2項による委託業務を遂行する関係専門機関または団体の役員および職員

第45条（両罰規定） 法人の代表者もしくは法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関して、第42条または第43条のいずれか一つに該当する違反行為を行った場合、その行為者を罰する他にその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、その限りでない。

第46条（過怠料） ① 次の各号のいずれか一つに該当する者には500万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第17条第1項に違反して衛生教育を受けない者
2. 第26条第1項に違反して教育を受けない者
3. 第28条第1項による命令に違反した者

② 第18条により営業者が守らなければならない事項のうち総理令に定める軽微な事項を守らない者には300万ウォン以下の過怠料を賦課する。

③ 第1項および第2項による過怠料は、大統領令に定めるところにより食品医薬品安全処長が賦課・徴収する。

第47条（過怠金適用の特例） 第46条の過怠料に関する規定を適用する場合、第33条により課徴金を賦課した行為に対しては過怠料を賦課することはできない。ただし、第33条第4項本文により課徴金賦課処分を取り消し、営業停止処分を行った場合には、その限りでない。

附則<第13201号、2015.2.3.>

第1条（施行日） 本法は、公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（営業等に関する経過措置） ① 本法施行前に「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」により輸入関連営業の認・許可を受けた者と優秀輸入業所および輸入食品等事前確認登録業所として登録された者は、本法による営業者と優秀輸入業所および海外優秀製造業所として登録されたものと見なす。

② 本法施行前に輸入申告手続きが進行中である事項は、本法による手続きと見なす。

第3条（畜産物の輸入衛生評価等に関する経過措置） ① 本法施行前に「畜産物衛生管理法」、「家畜伝染病予防法」により輸入が許容された国または地域の畜産物は、本法により輸入が許容されたものと見なす。

② 本法施行前に「家畜伝染病予防法」により承認された輸出畜産物を生産する作業場と「畜産物衛生管理法」によりすでに輸入された履歴がある畜産物の海外作業場は、本法第12条により海外作業場として登録されたものと見なす。

③ 本法施行前に「家畜伝染病予防法」により運用中である輸入衛生条件と輸出検疫証明書は、本法によるものと見なす。ただし、食品医薬品安全処長が必要であると判断する場合、農林畜産食品部長官と協議して輸入衛生条件または輸出検疫証明書を改正するか、もしくは本法による別途の輸入衛生要件の告示または別途の衛生証明書発給を要求することができる。

④ 本法施行前に輸入衛生評価等の手続きが進行中である事項は、本法による手続きと見なす。

第4条（禁治産者に対する経過措置）第15条第7項第5号（第16条第4項により準用される場合を含む）による被成年後見人には法律第10429号民法一部改正法律付則第2条により禁治産宣告の効力が維持される人が含まれるものと見なす。

第5条（報償金支給に関する経過措置）本法施行前に従来「健康機能食品に関する法律」第40条により同法第6条第1項に違反した者を行政官庁もしくは捜査機関に申告するか、もしくは告発した者には、従来の規定により報償金を支給することができる。

第6条（告示・処分・命令・指定および継続中である行為に関する経過措置）本法施行前に「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」により行った告示・処分・命令・指定、その他の行政機関の行為または各種申請・申告、その他の行政機関に対する行為は、それに該当する本法による行政機関の行為または行政機関に対する行為と見なす。

第7条（罰則等に関する経過措置）本法施行前の「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」に違反した行為に対する罰則または過怠料の適用においては従来の規定に従う。

第8条（他の法律の改正） ① 健康機能食品に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第3条第6号のうち"健康機能食品を製造・輸入する段階"を"健康機能食品を製造する段階"とする。

第4条第1項第2号を削除する。

第6条第1項を削除し、同条第3項のうち"第1項と第2項"を"第2項"とするとともに、同条第4項のうち"第1項から第3項まで"を"第2項および第3項"とする。

第8条を削除する。

第9条第2項各号以外の部分のうち"第6条第1項および第2項"を"第6条第2項"とする。

第14条第2項のうち"第5条第1項または第6条第1項による営業者"を"第5条第1項による営業者または「輸入食品安全管理特別法」第15条第1項により登録した輸入食品等輸入・販売業者"とする。

第15条第2項のうち"第5条第1項または第6条第1項による営業者"を"第5条第1項による営業者または「輸入食品安全管理特別法」第15条第1項により登録した輸入食品等輸入・販売業者"とする。

第22条の2第1項本文、同条第2項、同条第5項本文および但書きのうち"製造・輸入"をそれぞれ"製造"とする。

第23条第6号のうち"禁止されたことまたは第8条"を"禁止されたことまたは「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項"とする。

第24条第1項のうち"営業者"を"営業者（「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下、本条において同様）"とする。

第25条のうち"営業者"を"営業者（「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む）"とする。

第30条第1項のうち"営業者が"を"営業者（「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下、本条において同様）が"とする。

第32条第1項第1号のうち"第7条第1項前段、第8条第1項"を"第7条第1項前段"とする。

第35条第1項各号以外の部分のうち"第6条第1項および第2項"を"第6条第2項"とする。

第38条第1項第7号のうち"規定"を"規定（この場合、営業者には「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含み、健康機能食品には同法により輸入した健康機能食品を含む）"とする。

第40条第1項のうち"第6条第1項・第2項"を"第6条第2項"とする。

第42条第2号のうち"第6条第1項から第3項まで"を"第6条第2項および第3項"とし、同条第4号を削除する。

第44条第1号のうち"第6条第1項または第2項"を"第6条第2項"とする。

② 食品衛生法の一部を次のとおり改正する。

第2条第9号のうち"採取・製造・輸入・加工・調理"を"採取・製造・加工・料理"とし、"製造・輸入・運搬・販売"を"製造・運搬・販売"とする。

第2条第13号のうち"製造・輸入・加工段階"を"製造・加工段階"とする。

第4条第6号のうち"禁止されたことまたは第19条第1項"を"禁止されたことまたは「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項"とする。

第19条、第19条の2および第19条の3をそれぞれ削除する。

第19条の4第1項各号以外の部分本文のうち"採取・製造・輸入・加工・使用・調理・貯蔵・小分け・運搬"を"採取・製造・加工・使用・調理・貯蔵・小分け・運搬"とし、同項第2号を削除する。

第20条を削除する。

第21条第2項本文のうち"危害評価または第19条第2項"を"危害評価または「輸入食品安全管理特別法」第21条第1項"とする。

第22条の2を削除する。

第23条第1項のうち"第19条または第22条"を"第22条、「輸入食品安全管理特別法」第21条または第25条"とする。

第44条第5項を削除する。

第45条第1項前段のうち"営業者"を"営業者（「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下、本条において同様）"とし、同項後段に但書きを次のとおり新設する。

ただし、該当食品等が「輸入食品安全管理特別法」により輸入した食品等で、報告義務者が該当食品等を輸入した者である場合には、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。

第49条第1項本文のうち"食品を製造・輸入・加工"を"食品を製造・加工"とし、同項但書きのうち"乳幼児食製造・輸入・加工業者"を"乳幼児食製造・加工業者"とするとともに、同条第2項、同条第5項本文および但書きのうち"製造・輸入・加工"をそれぞれ"製造・加工"とする。

第72条第1項のうち"営業を行う者"を"営業者（「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下、本条において同様）"とする。

第75条第1項第4号および第4号の2をそれぞれ削除する。

第81条第1号を削除する。

第92条第3号および第3号の2をそれぞれ削除する。

第95条第1号のうち"第9条第4項（第88条において準用する場合を含む）、第13条第1項第2号から第5号までの規定または第19条第1項"を"第9条第4項（第88条において準用する場合を含む）または第13条第1項第2号から第5号までの規定"とする。

第97条第2号のうち"第19条第2項、第22条第1項"を"第22条第1項"とし、同条第3号を削除する。

第101条第2項第1号の2を削除する。

③ 畜産物衛生管理法の一部を次のとおり改正する。

第12条の3第1項のうち"第12条、第15条第2項および第19条"を"第12条、第19条、「輸入食品安全管理特別法」第21条または第25条"とする。

第15条を削除する。

第18条のうち"営業者または販売を目的とするか、もしくは営業に使用する目的で畜産物を輸入した者は、第11条・第12条または第15条"を"営業者は第11条または第12条"とする。

第24条第1項但書きを削除する。

第27条第1項第1号のうち"第14条第2項、第15条第1項・第3項、第16条"を"第14条第2項、第16条"とする。

第31条の2第2項に但書きを次のとおり新設する。

ただし、該当畜産物が「輸入食品安全管理特別法」により輸入した畜産物で、報告義務者が該当畜産物を輸入した者である場合には、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。

第33条第1項第5号のうち"禁止されたものを輸入するか、もしくは第15条第1項"を"禁止されたものを輸入するか、もしくは「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項"とする。

第36条第1項第4号を削除する。

第41条第9号および第10号をそれぞれ削除する。

第45条第4項第6号および第6号の2をそれぞれ削除し、同条第6項第5号のうち"第15条第2項、第19条第1項・第2項"を"第19条第1項・第2項"とする。

第9条（他の法令との関係）本法施行当時、他の法令において、本法制定前の「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」または「畜産物衛生管理法」の規定を引用した場合に、本法のうちそれに該当する規定があるときには、本法制定前の「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」または「畜産物衛生管理法」規定に代えて、本法の該当条項を引用したものと見なす。

韓国 輸入食品安全管理特別法（仮訳）

2015年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） 農林水産・食品部 農林水産・食品調査課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel : 03-3582-5186 E-mail : AFC@jetro.go.jp
